

理事会規定

(各部)

第1条 本法人・定款第 39 条に規定する、各部と業務内容は、下記の通りとする。

- (1) 総務部(部内に人事課を置く)
 - ① 本法人の総務全般業務
 - ② 開催・イベント、選手権大会・競技会の総務業務
 - ③ 都県連盟からの文章の送受信
 - ④ 連盟・都県連盟からの各種通達事項の送受信
- (2) 経理部
 - ① 本法人・経理に関する全般業務
 - ② 会計年度内の収支決算及び予算書の作成
 - ③ 経理規定の運用と管理業務
- (3) 競技部
 - ① 公認・選手権大会及び競技会の競技に関する全般業務
 - ② 法人調査委員会に関する全般業務
- (4) 事業部
 - ① 開催・各イベント及び選手権大会・競技会の構成・演出
- (5) 企画事業部
 - ① ダンスに関する新規事業の立案と運営業務
 - ② 各・イベント、選手権大会及び競技会での商品販売・管理・運営業務
- (6) 渉外部
 - ① 諸外国との折衝業務及び関連業務
 - ② 招聘に要する書類の作成及び証明申請書の作成
 - ③ その他、国内外の渉外に係わる業務
- (7) 広報出版部(部内に資料課を置く)
 - ① 社員総会及び理事会の議事録の作成
 - ② 開催・各イベント、選手権大会のポスター、プログラム等の作製
 - ③ ボールルームダンス全般の過去の資料収集と保管管理
- (8) 普及部
 - ① マスメディアを介した競技ダンスの内容説明、参加の方法等の告知業務
 - ② アマチュア各層への競技ダンスのPR業務
- (9) 採点管理部
 - ① 公認・選手権大会及び競技会の採点管理に関する全般業務
 - ② 法人外に於けるコンピューターの研修と採点管理者の派遣業務

(10) 審査部

- ① 審査委員会からの審査に関する通達事項の受理並びに報告と委託された事項
- ② 事業年度内の審査員の割振及び役員の配員等に関する事項
- ③ 審査員の研修・養成と認定に関する事項
- ④ チェッカーの養成及び認定に関する事項
- ⑤ 審査上生じた諸問題の解決等に関する事項
- ⑥ その他理事会に於いて、その職務とされた事項

(11) 資格審議部

- ① 会員の入会、休会、復会、退会等の会員管理に関する事項
- ② 会員の資格認定に関する事項
- ③ 審査員の入会と資格に関する事項
- ④ 各級試験委員及び講師の選任と連盟への推薦に関する事項
- ⑤ 会員の懲戒に関する事項と連盟への報告事項
- ⑥ その他理事会に於いて、その職務とされた事項

2 前項各部は、本法人の代表理事ならびに執行理事が分掌する。

付則 平成26年11月27日 理事会承認